

議案第 6 1 号

羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表の」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童が教育の提供を受ける場合 0 円
- (2) 年度の初日の前日において 3 歳以上の児童が保育の提供を受ける場合 0 円
- (3) 年度の初日の前日において 3 歳に達していない児童が保育の提供を受ける場合 別表に定める額

第 3 条第 2 項中「利用者」を「前項第 3 号に規定する場合において、利用者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

各月初日の在籍児童の属する 世帯の階層区分		月ごとの利用者負担額 (単位：円)	
階層区 分	定義	保育標準時間認 定	保育短時間認定
A	生活保護法（昭和 2 5 年 法律第 1 4 4 号）による 被保護世帯（単給世帯を 含む。）	0	0
B 1	当該年度分（4 月から 8	0	0

	月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		
B 2	当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯	8, 200	8, 100
C 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	5, 000円未満	9, 200
C 2		5, 000円以上 48, 600円未満	9, 100
C 3		48, 600円以上 58, 200円未満	10, 500
C 4		58, 200円以上 67, 900円未満	10, 400
C 5		67, 900円以上 77, 600円未満	11, 400
C 6		77, 600円以上 87, 300円未満	11, 300
C 7		87, 300円以上 97, 000円未満	13, 500
C 8		97, 000円以上 121, 000円未満	13, 300
		16, 200	16, 000
		18, 800	18, 500
		21, 300	21, 000
		24, 700	24, 300

C 9	1 2 1 , 0 0 0 円 以上 1 4 5 , 0 0 0 円未満	2 8 , 0 0 0	2 7 , 6 0 0
C 1 0	1 4 5 , 0 0 0 円 以上 1 6 9 , 0 0 0 円未満	3 2 , 1 0 0	3 1 , 6 0 0
C 1 1	1 6 9 , 0 0 0 円 以上 1 8 7 , 0 0 0 円未満	3 4 , 5 0 0	3 4 , 0 0 0
C 1 2	1 8 7 , 0 0 0 円 以上 2 0 6 , 0 0 0 円未満	3 6 , 7 0 0	3 6 , 1 0 0
C 1 3	2 0 6 , 0 0 0 円 以上 2 2 5 , 0 0 0 円未満	3 9 , 4 0 0	3 8 , 8 0 0
C 1 4	2 2 5 , 0 0 0 円 以上 2 4 4 , 0 0 0 円未満	4 0 , 4 0 0	3 9 , 8 0 0
C 1 5	2 4 4 , 0 0 0 円 以上 2 6 3 , 0 0 0 円未満	4 1 , 5 0 0	4 0 , 9 0 0
C 1 6	2 6 3 , 0 0 0 円 以上 2 8 2 , 0 0 0 円未満	4 2 , 9 0 0	4 2 , 2 0 0
C 1 7	2 8 2 , 0 0 0 円 以上 3 0 1 , 0 0 0 円未満	4 4 , 9 0 0	4 4 , 2 0 0

C 1 8		3 0 1 , 0 0 0 円 以上	4 6 , 9 0 0	4 6 , 2 0 0
-------	--	-----------------------	-------------	-------------

備考

- 1 この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による1か月当たり平均275時間（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは、同項の規定による1か月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 2 この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。
- 3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 この表において、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用している児童が2人以上いる場合の利用者負担額は、当該児童のうち教育・保育給付認定子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の利用者負担額は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) この表において、階層区分の欄B2、C1、C2又は

C 3 に該当する世帯（C 3 に該当する世帯の場合にあっては、当該年度分の市町村民税所得割の額が 4 8 , 6 0 0 円以上 5 7 , 7 0 0 円未満の世帯に限る。）のうち特定被監護者等が 2 人以上いる世帯（次号の規定による要件に該当する世帯を除く。） 当該特定被監護者等のうち教育・保育給付認定子どもが年齢の高い順から 2 人目のときは半額とし、年齢の高い順から 3 人目以降のときは無料とする。

(2) この表において、階層区分の欄 B 2、C 1、C 2、C 3、C 4 又は C 5 に該当する世帯（C 5 に該当する世帯の場合にあっては、当該年度分の市町村民税所得割の額が 6 7 , 9 0 0 円以上 7 7 , 1 0 1 円未満の世帯に限る。以下同じ。）のうち規則第 2 2 条各号に該当する世帯 当該特定被監護者等のうち教育・保育給付認定子どもが年齢の高い順から 1 人目のときは半額とし、年齢の高い順から 2 人目以降のときは無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用者負担額について適用し、同日前の利用者負担額については、なお従前の例による。

令和元年 9 月 3 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明